

創立30年の行動する業者団体
坂戸民商ニュース

みんなで相談・みんなで解決

〒350-0214埼玉県坂戸市千代田4-14-4中小企業会館2階

坂戸民主商工会

TEL 049-284-1177 FAX 049-284-1942

IP電話 050-3802-9800

<http://www.support.or.jp/sakado/> email :info@support.or.jp

2020年(令和2年) 8月号 発行日 2020.08.07 <部内資料>



仲間の団結で営業を守ろう

新型コロナウイルス感染再び拡大中・給付金・融資・減免使い商売守ろう

新型コロナウイルス感染の拡大から見えてくるもの・補助金活用

★8月の「持続化給付金」「家賃支援給付金」の申請

申請相談日 8月18(火)19(水)20(木)21(金)

①午後1時半～ ②午後3時半～

事前予約のみ対応しますので予約をお願いします

*家賃支援給付金は、令和2年5月以降単月で50%以上減少した方のみとなります(3ヶ月平均で30%以上減少した方の申請は国の準備が出来てからになります)

*持続化給付金の対象になる方

令和2年1月以降7月迄の売上が前年比50%以上減少した月のある方

(白色申告の方は、年間収入÷12が前年の基準)

*家賃支援給付金の対象になる方

令和2年5月～12月において以下のいずれかに該当する方に、家賃支援給付金が支給されます。

①いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少(持続化給付金が確定した方は全て対象)

②連続する3カ月の売上高が前年同期比で30%以上減少した方。

1カ月分の給付の上限額は申請時の直近の支払家賃(月額)に基づいて算出し、(月額)の6倍(6カ月分)の給付となり、法人の場合、100万円。個人の場合は、上限50万円となります。

用意するものは、別紙をご覧ください。

各自治体の支援金の〆切

- * 第一次埼玉県支援金⇒ (〆切ました)
- * 第二次埼玉追加支援金⇒ (〆切ました)
- * 坂戸市小規模事業者支援金 (〆切 8月31日)
- * 鶴ヶ島市事業者支援金 (〆切 8月31日)
- * 日高市支援給付金 (〆切 8月31日)
- * 毛呂山町応援金 (〆切ました)
- * 越生町支援金 (〆切 9月30日)
- * 川越市継続緊急支援 (〆切ました)
- * 東松山持続化応援金25万円
(前年同月比 20%～50%未満の減が対象)
(〆切 8月31日)

国保税の減免

埼玉土建国保も対象

ステップ① 収入が前年比3割減のとき

新型コロナウイルス感染症の影響とは、新型コロナウイルス感染症や、そのまん延防止のための措置による影響をさすもので、直接的・間接的に、影響が出ていることを踏まえ収入の減少の原因が新型コロナウイルス感染症の影響でないことが明らかな場合以外は対象とする。

事業収入の減少は、「見込み」で判断して良い。申請時点までの一定の期間の帳簿などで年間を通じた収入が前年比3割減の見通しを立てた資料を提出するもの。後期高齢医療、介護保険も減免できます。

ステップ② 減免割合の基準

(前年の合計所得金額による)

- 300万円以下であるとき全額免除
- 400万円以下であるとき10分の8免除
- 550万円以下であるとき10分の6免除
- 750万円以下であるとき10分の4免除
- 1,000万円以下であるとき10分の2免除となります。



コロナ感染拡大から商売を考える機会に

新型コロナウイルスの感染拡大は、商売上何が起るかわかりません。現状でいいや...では済まない事態が待ち受けていることを考えなければなりません。業態変更や設備の入れ替えなどは「持続化補助金」(設備費用の2/3が補助されます)を活用しましょう。詳しくは民商へ坂戸民商のホームページリニューアルしました。



[Http://www.support.or.jp/sakado/](http://www.support.or.jp/sakado/)

事務所休業のお知らせ 8月13日～16日迄お休みになります

**令和2年度 過去にない危機の中
新型コロナウイルスに負けず頑張ろう**

- 融資相談 記帳・決算・申告
- 新規開業 国保・社会保険
- 経営相談 税金相談



自営業の「困った!」は
民商にご相談を

ご相談は
こちら▶